

令和 2 年 4 月 7 日  
(独) 工業所有権情報・研修館

## 知財総合支援窓口運営業務（茨城県）に係る入札結果等の報告について

### 1. 茨城県の入札について

#### (1) 日程

- ・入札公告 令和元年 10 月 15 日（火）
- ・入札説明会 令和元年 11 月 21 日（木）
- ・入札書提出 令和元年 12 月 24 日（火）
- ・開札 令和 2 年 2 月 7 日（金） 10 時 30 分

#### (2) 入札結果

上記の手続きにより、茨城県における知財総合支援窓口運営業務（以下「業務」という。）の民間競争入札（総合評価落札方式）を実施したところ、現契約者である公益財団法人茨城県中小企業振興公社（以下「公社」という。）のみ（1 者）の応札となり、開札を行った結果、入札価格が予定価格の範囲内であり、提案書の基礎点項目が全て要件を満たしていたことから、公社が落札者となった。

開札後の同日に茨城県から公社を廃止する内容の発表があり、公社からも業務の実施が不可能なことから、落札者の地位を辞退する申し出があった。

### 2. 茨城県の業務実施について

公社から落札者の地位の辞退があったため、再度公告を行うにあたり、「実施要項の 7. 3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合」に則り検討したところ、応札期間や引継ぎ期間を考慮した場合、令和 2 年 4 月 1 日からの業務の実施が困難であること、また、現契約者との期間延長の契約は公社の廃止により不可能な状況となっている。本業務の中断・停止による茨城県民へのサービス低下を避ける必要があることから、茨城県庁へ相談したところ、茨城県内の他の中小企業支援事業において、茨城県と連携・協力体制が整備されている水戸商工会議所の紹介を受けた。

水戸商工会議所へ訪問し、受託した場合の事業の実施体制や実現性等を調査したところ、現状の茨城県窓口と同じ建物内に所在し、茨城県窓口との連携機関にもなっていることから、公社が提案した業務内容の実施が可能であり、また、公社が落札した金額の範囲内で実施できることの確認が取れたため、水戸商工会議所と弊館の会計規程（契約事務取扱要領 第 24 条第 4 項）

に基づく随意契約を行った。

なお、本業務の履行期間は2年間としているところ、随意契約期間については1年間とした。

＜実施要項抜粋＞

なお、現契約者との協議は、再度の入札の不落後速やかに開始するものとする。また、再度の公告と入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または『業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する。』

＜（独）工業所有権情報・研修館 契約事務取扱要領＞

第24条第4項 契約担当職等は、落札者が契約を締結しないときは、その落札金額の制限内で落札者以外の者と随意契約をすることができるとする。この場合においては、履行期限を除くほか、競争入札に付するとき

に定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

### 3. 今後について

随意契約期間後の残り1年間は、取り急ぎ契約期間等の日程のみ実施要項を修正し、新たに民間競争入札（総合評価落札方式）を実施した上で事業者を決定することとしたい。

＜令和2年＞

10月中	入札公告
11月中	入札説明会
12月末	入札書提出

＜令和3年＞

1月中旬	開札
2月中	契約
2月～3月	事業者が変更した場合は新事業者の引継ぎ
4月1日	新事業者による事業の実施